

2016 シアトルカップレース帆走指示書

(SAILING INSTRUCTIONS)

1. 適用規則

- (1)セーリング競技規則 2013-2016 (RRS) に定義された規則を適用する。
- (2)IRCRule2016 を適用する。但し、21.1.5(d)及び22.4.2は適用しない。
- (3)JSAF 外洋特別規定 (JSAF-OSR) 2016-2017 附則 B インショアレース特別規定を適用する。
- (4)国際 X-35 ワンデザインクラス日本国内規定を適用する。(日本 X-35 ワンデザイン協会 HP より入手可能)
- (5)NOTICE of RECE と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は SAILING INSTRUCTIONS を優先する。
- (6)RRS、IRC Rules については英文を正とする。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、ハーバー管理棟 1 階に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 出艇申告

出艇申告は所定の用紙に記入の上、9月18日7:45~8:30、9月19日7:15~7:30にレース本部に提出すること。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その事項が発効される当日の出艇申告受付開始前に公式掲示板に掲示する。

5. 陸上で発する信号

陸上で発せられる信号は、陸上本部の信号柱に掲げられる。

6. レースの日程

(1) IRCクラス	9月18日(日)	07:45~08:15	受付	
		08:15~08:30	艇長会議	
		09:55~	第1レース予告信号(ソーセージコース) 3レース予定	
		17:00(予定)	ウエルカムパーティ	
(2)クルーザークラス	9月19日(月)	08:25~	予告信号	(第52回大阪湾横断レースコース)
		16:00(予定)	表彰式	
		07:15~07:30	受付	
(2)クルーザークラス	9月19日(月)	07:30~07:40	艇長会議	
		08:25~	予告信号	(第52回大阪湾横断レースコース)
		16:00(予定)	表彰式	

7. クラス旗

- (1)IRCクラス ピンク
- (2)クルーザークラス ホワイト

8. レースエリア

須磨ヨットハーバー沖及び大阪湾北西水域

9. コース

- (1)別紙参照
- (2)ソーセージコースでは、予告信号以前に、レースコミッティー信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス 方位 および距離を掲示する。
- (3)ソーセージコースでマーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティー信号艇に掲示された位置にあるものとする。

10. マーク

(ソーセージコース)

- (1)マーク①及びマーク②はオレンジのマークとする。
- (2)スタート・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にあるマーク②とする。
- (3)フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にあるマーク①とする。
- (4)指示書 12「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマークは緑色のマークである。その後の変更で新しいマークに置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

(大阪湾横断レースコース)

- (5)マーク①、マーク②はオレンジ、マーク③は緑色のマークとする。
- (6)スタート・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートにあるマーク③とする。
- (7)フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にある円筒形の蛍光緑色のマークとする。

11. スタート

- (1) 大阪湾横断レースは全クラス同時スタートとする。
- (2) スタートラインは、スターボードの端にあるスタート・マークに須磨ヨットクラブ旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるスタート・マークのコースの側との間とする。
- (3) ソーセージコースは、スタート信号の5分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。この項は、付則 A4 を変更している。
- (4) 大阪湾横断レースは、スタート信号の10分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。この項は、付則 A4 を変更している。

12. コースの次のレグの変更

スタート後のコースの次のレグの変更は、新しいマークがまだ設置されていなくても先頭艇が新しいレグを始める前に通告されることがある。おおよそのコンパス方位および距離を掲示する。この項は規則 33 (b) を変更している。

13. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークに青色旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコースの側との間とする。

14. ペナルティー

- (1) 大阪湾横断レースコースにおいて、競技規則第2章以外の規則違反を起こした艇に対し、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値の「順位ペナルティー」を課することができる。これは規則 64.1 (a) を変更している。
- (2) 大阪湾横断コースにおけるリコールに関する規則違反については、OCS に代わる罰則として所要時間に5%を加算する「タイムペナルティー」を適用する。これは規則 29.1 を変更している。

15. タイムリミット

- (1) ソーセージコースは、スタート信号後90分、または先頭艇がコースを帆走して90分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後30分の何れか遅い時刻までにフィニッシュしない艇はDNFと記録される。これは規則 35、A4 を変更している。
- (2) 大阪湾横断レースは9月19日15:00までにフィニッシュしない艇はDNFと記録される。これは規則 35、A4 を変更している。

16. 帰着申告

その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を發した後、どちらか遅い方から60分以内にレース本部へ帰着申告をしなければならない。

17. 抗議

- (1) 抗議はレース本部設置の所定の用紙に記入の上、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を發した後、どちらか遅い方から60分以内に提出しなければならない。
- (2) 抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は指名された証人を競技者に通告するために、抗議締め切り時間後30分以内に公式掲示板に掲示される。
- (3) 帆走指示書3、16、20、21および22の違反は艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1 (a) を変更している。これらの違反に対するペナルティー並びに規則 41 (外部の援助) およびクラス規則違反に対するペナルティー、はプロテスト委員会が決めた場合は失格より軽減することができる。
- (4) レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61.1 (b) にもとづき伝えるために掲示する。

18. 得点

- (1) 付則 A4 による低得点方式を採用する。
- (2) シリーズの得点は成立した全レースの合計とし、この項は、付則 A2 を変更している。
- (3) 得点係数をソーセージコースレースは $N=1.0$ 、大阪湾横断コースレースは $N=1.2$ とする。
- (4) シリーズが成立するためには予定されている4レース中、1レースを完了しなければならない。但し、クルーザークラスは大阪湾横断レースのみとする。
- (5) 修正時間が同じ場合はTCC、TCFの数値の低い艇を上位とする。

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。

20. 上架の制限と泊地

すべての艇は、各艇の最初のスタート後、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、レース期間中は須磨ヨットハーバーの定められた場所に係留すること。

- (1) レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。
- (2) 緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これに違反した場合ペナルティーが課せられることがある。

21. 安全規定

出艇申告してもスタートしない艇、及びレースからリタイアした艇は直ちにレース本部に連絡しなければならない。
電話又は無線による時は必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。
全てのレースにおいてライフジャケットの着用を義務づける。

22. ごみの処分

レース艇は水面にごみを捨ててはならない。

23. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後に関連して受けた物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対する責任を否認する。

24. 緊急連絡先

須磨ヨットハーバー	TEL. 078-735-7968
神戸海上保安部	TEL. 078-331-4999